

ポルシェ・ホールディング・グループの一般調達条件(通称: GTCP)パートA: 一般条項

1. 定義

以下の用語および略語は、文脈上別段の解釈を要する場合を除き、本調達条件において以下の意味を有するものとします:

「プランディング」とは、Section 13.1に定める意味を有します。

「クライアント」とは、本契約を締結するポルシェ・ホールディング・グループ会社を意味します。

「契約」とは、(i)(個別)請負業者からのオファーまたは交渉プロセスに関して、または(ii)フレームワーク注文に基づく依頼主によるコールオフ、または(iii)依頼主と請負業者との間で合意された契約または個別契約に関して、依頼主が開始する注文またはフレームワーク注文を意味します。

「締約国」には、請負者及び依頼人の双方を含むものとし、「締約国」とは、文脈により、いざれかの締約国をいいます。

「請負業者」とは、本契約においてより詳細に定義される製品およびサービスをクライアントに提供することが契約上合意されている会社を意味します。

「契約業務」とは、本契約に基づき請負業者が提供する業務(成果物の供給を含む)を意味します。

「データ」とは、(i)クライアントが自身で、または許諾された第三者を通じて請負業者にアクセス可能にする個人データおよび非個人データ、(ii)請負業者が、クライアントに代わって、作成、収集、店またはその他処理を行う個人データまたは非個人データ、または(iii)請負業者が、店時に専らクライアントに割り当てられた媒体(またはその一部)上のサービスおよび店の提供に関するクライアントが委託することなく、法的に許容される方法で作成、収集、店またはその他の処理を行う個人データおよび非個人データを意味します。

「成果物」とは、本契約サービスの対象または結果であるすべての作業成果と同様に、契約業者が無期限または一時的にクライアントに提供するすべての有形または無形の物品を意味します。これには、本契約サービスの範囲内でクライアントが使用または登録するために契約業者が設定する、本製品、ソフトウェア、ハードウェア、ノウハウ、データキャリア、トレーニングおよびその他の文書、文書、情報、資料およびその他のコンテンツ(例えは、グラフィック、フィルム、写真、コンセプト、アクセス番号、ドメイン、サブドメイン、電話番号、その他の識別番号および標識など)が含まれます。

「履行の決定」とは、契約当事者による契約履行の一部の状況または進捗状況の記録を意味します。

「知的財産権」とは、登録可能であるか否かを問わず、世界中のあらゆる性質のすべての知的財産権を意味し、特許、実用新案、商標、登録意匠およびドメイン名、上記のいざれかの出願、商号または事業上の名称、営業権、著作権および著作権の性質における権利、データベースにおける権利、著作者人格権、ノウハウおよびコンピュータ・ソフトウェア、ウェブサイト、文書、情報、技術、事業方法、図面、ロゴ、取扱説明書、リストおよび手順、ならびにウェブサイトの「ルック・アンド・フィール」を含む顧客の詳細、マーケティング方法および手続きならびに宣伝文献を含みます。

「損失」とは、直接的、間接的、派生的および付随的損害ならびに経済的損失(利益の損失、評判の損害、利息、違約金、合理的な専門的および管理的費用および経費(訴訟のその他の経費を含む)を含む)、評判への損害、クライアントが代行責任を負うことができる懲罰的損害、責任、費用、和解、手続き、損害賠償請求、損害賠償請求、訴訟、要求および経費を意味します。

「標準」とは、クライアントのために保護され、隨時修正される商標および事業名称を意味します。

「ポルシェ・ホールディング・グループ」とは、ポルシェ・ホールディングおよびオーストリア国内および海外において、ポルシェ・ホールディングの統一管理下にあるすべての法的に独立した会社を意味し、これには、ポルシェ・ホールディングの管理責任下にある会社、特にフォルクスワーゲン・グループ・リテール・ドイツ、フォルクスワーゲン・グループ・リテール・スペイン、フォルクスワーゲン・グループ・タイリア、フォルクスワーゲン・グループ・スウェーデンおよびフォルクスワーゲン・パッセンジャー・カーズ・マレーシアSdnも含まれます。Bhd. およびその関連会社(総称して「関連会社」ともいいます)

「処理」とは、收集、記録、組織化、構造化、保存、改作または変更、検索、抽出、使用、送信、配布による開示、データの利用可能化、整合または結合、制限、消去または破棄などの自動的手段によるか否かを問わず、個人データおよびまたは非個人データに対して行われる操作または一連の操作を意味します。

「本製品」とは、(a)株組み契約に記載される製品、および(b)顧客が隨時(専らその数量で)書面で請負業者に通知する(最初に請負業者と協議した)その他の製品を含む関連契約に明記された製品を意味し、これらの製品には、取り付けおよび使用に必要なすべての指示が含まれるものとします。

「REACH規則」とは、化学物質の登録、評価、認可および制限(REACH)に関する2006年12月18日付欧洲議会および理事会規則(EC) No.1907/2006、欧洲化学物質庁の設立および指令1999/45/ECの改正ならびに理事会規則(EEC) No. 793/93、委員会規則(EC) No. 1488/94、理事会指令76/769/EECおよび委員会指令91/155/EEC、93/67/EEC、93/105/ECおよび2000/21/ECの改正を意味します。

「見本」とは、クライアントが保管する本製品の範囲の各々の承認済み見本を意味します。

「下請業者」とは、本下請業者に譲渡された本契約業務の一部を遂行し、かつ本下請業者に契約上拘束される請負業者を意味します。

本契約業務の提供に必要な材料または部品を単に提供することは、下請業者業務を構成するものではありません。

「テキスト形式」は、人間が読み取れる宣言書を必要とし、そこには宣言を行ふ人の名前が記され、データキャリアに保存することができます。これは特に電子メールに適用されます。口頭または暗黙の宣言は、テキスト形式の要件を満たすのに十分ではありません。

「書面」とは、手書きの署名を必要とするものをいう。書面による要求事項を満たす申告書の電子的送信、例えは、ファックス又は電子メールへの添付(スキャン)による送信は許容されます。本調達期の意味における書面形式は、電子形式に置き換えることができます。この場合、書面署名の代わりに、少なくとも署名提供者(例えは、AdobeSign、DocuSign)を通じた簡単な電子署名が必要です。

2. 適用範囲と契約上の原則

2.1. 本調達条件は、クライアントが現在および将来発注するすべての注文および手数料に適用されるものとします。請負業者の競合する販売および引渡し条件は適用されず、クライアントが当該条件に明示的に異議を申し立てない場合でも、クライアントを拘束しないものとします。本調達条件から逸脱する規程は、書面形式でクライアントが明示的に承認しない限り、効力を生じないものとします。「請負業者」の「一般条件」と重複する場合、本「顧客条件」が優先されるものとします。

2.2. 契約上の原則は以下の優先順位にあります:

1. 締結された(株組み)契約書(クライアントの仕様書を含む)、
2. 特定の調達条件(パートB-D)、
3. 本一般調達条件(パートA)、
4. 当該注文書、
5. クライアントの技術、商業または法定通貨文書、
6. 請負業者の申し出の商業的および技術的内容

矛盾がある場合、最初に列挙された条項は、常に、その後の条項に優先するものとし、ギャップは、下位の条項によって埋められるものとします。

2.3. 本一般調達条件に加えて、特定の納品/サービス、設備規則、およびクライアントの物流センター(例えは、部品物流センター、部品センターフォーバス)への納品/サービスの場合は、特定の納品ガイドラインまたは該当する危険物質の規則も適用されるものとします。請負業者は、本契約の入札、注文または最終決定の一部署として、別途当該ガイドラインを受領するものとします。さらに、ビジネスパートナーとの関係における持続可能性に関するフォルクスワーゲングループの要求事項(ビジネスパートナーのための行動規範)は、<https://www.porsche-holding.com/de/lieferantenportal> ([Link](#))で入手可能な現在有効な版で、適用することに明示的に同意します。

2.4. 請負業者は、クライアントがクライアントと同じ方法ですべての権利行使することができるが、すべての義務を等しく負わなければならぬよう、第1条(その設立日またはクライアントが支配する日にかかるわらず)の意義の範囲内で、関連会社に対するすべての権利および義務をクライアントに譲渡することに同意します。

3. オファー、報酬、数量構成、契約の確定

3.1. すべての申し出は、請負業者が書面でクライアントに提出し、クライアントが署名するか、クライアントのデジタル調達システムを通じて提出しなければなりません。顧客が提供するテンプレートおよびフォームは、可能な場合、完全かつ変更せずに使用しなければなりません。

3.2. 明示的に反対の意が無い限り、すべての価格はEURでの正味価格です。契約サービス全体のために発生するすべての費用および原価要素を考慮し、見積価格に織り込まれなければなりません。輸送費、輸送費、梱包費および保険料はすべて、書面による別途の合意がない限り、見積価格に含まれる。請負業者は、契約業務の完全な履行に責任を負うものとします。旅費、宿泊費その他の経費は、明細が事前に書面で合意されない限り、請負業者に払い戻されないものとします。

3.3. 口頭での合意および取り決めは認められない。クライアントが引合い/入札を発行する場合、請負業者は、異なる期間がクライアントにより指定されていない限り、当該期間中のそのオファーに拘束されるものとします。拘束力のある期間は、両当事者が合意した異なる期間がない場合、依頼人が申し出を受領してから4週間とします。請負業者の申し出は、依頼人に申し出を提出するために必要な準備作業にかかわらず、注文の裁定または報酬に対する権利を構成しないものとします。

3.4. 依頼人は、依頼人が書面で固定数量を確認し、依頼人が署名しない限り、試運転および最低数量に関する義務を負わないものとします。

3.5. 本契約は、クライアントの書面による確認を得た場合に限り、締結されます。口頭による注文の例外的な場合には、請負業者は、直ちに書面で確認しなければなりません。ただし、いかなる場合にも2営業日以内に確認しなければなりません。期限までに確認がない場合、発注は無効とします。

3.6. 株組み合意の修正または追加は、書面で明示的に合意され、各契約当事者が署名しなければなりません。デジタル注文システムからの注文またはコールオフに対する変更または追加は、テキスト形式で許可されます。

3.7. 請負業者が受領後5営業日以内に注文を受諾しない場合、クライアントは、注文を取り消す権利を有するものとします。

4. サービス提供
- 4.1. 契約業務は、本契約に基づき、かつ適用される法規に基づき、科学技術の現状、および業界の高度な熟練および経験を有する者に合理的かつ通常期待される技能および注意の水準に基づいて提供されるものとします。請負業者は、契約業務の提供に必要なすべての法的認可、特に取引ライセンス、譲歩等を、取引関係全体を通じて有することを保証しなければなりません。請負業者は、常に、すべての関連する法的および公的規則(例えば、貨物運送法(GütbefG)、自動車法(KFG)、労働法(ARG))およびその他すべての規程、特に危険物/資材(例えば、REACH規則)に関連する規程を遵守し、請負業者による違反に起因する第三者によるクレームに起因または関連するすべての損失をクライアントに補償しなければなりません。各契約業務の履行時の状況は、決定的なものとします。
- 4.2. 必要な場合には、両締約国は、現場(引渡し場所及び/又はサービスの履行場所)で交換されるすべての情報について、連絡担当者を任命します。調整会議は、契約当事者の担当者の間で定期的に開催され、契約業務提供の内容および実施について話し合い、本契約の履行に必要なすべての情報を交換します。人員が交代されるか、または新入社員が訓練されるたびに、請負業者は、契約業務が合意された品質に引き続き提供されることを保証するものとします。請負業者は、注文された本製品および契約サービスのすべての詳細および潜在的可能性に関して、特に保管規則、アプリケーション仕様および個々の本製品の使用に関する指示に関して、包括的に、また別段の合意がない限り、無償でクライアントに通知し、必要に応じて研修を提供することを約束します。
- 4.3. 契約業務がクライアントの施設またはその支店で提供される場合、当該契約業務は、クライアントの技術的および組織的仕様に従って提供されるものとします。
- 4.4. 履行地は、本契約に定める地位とします。書面による別段の合意がない限り、引渡しは、クライアントの登録事務所でD/P(インコタームズ2020)に従って行われるものとします。
- 4.5. 「成果物」の偶発的な損失または偶発的な劣化のリスクは、注文書に明記されているとおり、それぞれの仕向地での引渡しまたは受諾時にのみ、また、部分的な納品またはサービスの場合には、「契約業務」が完全に提供された場合に限り、クライアントに移転するものとします。
- 4.6. 不可抗力:天変地異、暴動、戦争、テロ行為、火災、洪水、暴風雨または地震および災害を含む、契約当事者の合理的な支配を超える行為、事象、不作為または不作為に起因する不可抗力。ただし、請負業者または從業員、代理人もしくは下請業者、または関連する請負業者のサプライチェーンにおけるその他の不作為に関連する産業上の紛争(「不可抗力事態」)は、第4.7項および第4.8項に基づき、契約当事者の履行義務を中断期間中およびその効力の範囲内で免除するものとします。締約国は、合理的な範囲内で、必要な情報を遅滞なく提供し、かつ、変更された事態に対する義務を誠実に調整しなければなりません。
- 4.7. 請負業者が不可抗力事由により本契約に基づく義務の履行を遅延または妨げられた場合、請負業者は:
- 4.7.1. 当該遅延または予防の開始日およびその範囲、その原因およびその推定期間を記載した通知を、できる限り速やかに書面でクライアントに送付します;
 - 4.7.2. 当該遅延又は予防がその義務の履行に及ぼす影響を緩和するよう最善の努力を払うこと
 - 4.7.3. 遅滞又は予防の原因を除去した後できる限り速やかにその義務の履行を再開します。
- 4.8. 不可抗力事由が当該契約当事者の故意の行為に起因する場合、契約当事者は、4.6項に基づく救済を請求することができます。
5. 保証および保証
- 5.1. 請負業者が本契約に基づく本契約業務を履行しない場合、および/または成果物が本契約の要件を遵守しない場合、クライアントは、専らクライアントの裁量により、下記の救済の1つまたは複数を受ける権利を有するものとします:
- 5.1.1. 契約の解除の請求;
 - 5.1.2. 「請負業者」に対し、関連する「成果物」の交換、修理または復旧を要求すること;
 - 5.1.3. 罰金自体の是正または第三者による是正を受け、請負業者からこれに間連して被ったすべての損失を回収すること;
 - 5.1.4. 契約上の合意された報酬の適切な削減;
 - 5.1.5. 本契約の解除を要求し、成果物またはその一部を請負業者に返却し、本契約に基づき既に支払われた報酬を回収すること;
 - 5.1.6. 罰金のない契約サービスの受領に依存してクライアントが被る損失を含むがこれに限定されない、クライアントに生じたすべての損失の補償を要求すること、および/または
 - 5.1.7. 成果物またはその一部の追加供給を拒否します。
- 5.2. 保証資格からの免責または責任制限は、一切受諾されません。
- 5.3. その後の履行の過程で発生するすべての費用(成果物の修理または交換の費用および設置および撤去の費用を含むが、これらに限定されない)は、請負業者が負担するものとします。
- 5.4. 法定の制限期間が適用されます。本制限期間は、請負業者への瑕疵の通知をもって中断されるものとします。瑕疵が法定制限期間内に請負業者に通知された場合、請負業者は、制限の防御を放棄します。
- 5.5. 請負業者が保証を付与する場合、請負業者は、クライアントに保証条件をテキスト形式で提供し、保証クレームを処理するための書面によるプロセスを定義しなければなりません。
- 5.6. 別段の法令の規程が適用されます。
6. 責任と保険
- 6.1. 締約国は、法令の規程の範囲内において、相互に責任を負います。特に、請負業者は、本契約の履行または欠陥のある作業/サービスの提供の過程で責任を負うことになったすべての派生的損害を含め、すべての間接的損害賠償を具体的に含める責任を負うとともに、それぞれの国で有効な製造物責任法の規程に従うものとします。請負業者は、被った損害について過失がないことの立証責任を負うものとします。
- 6.2. クライアントが本製品に関するリコールまたは安全キャンペーンをいつでも実施することを要求される場合(本契約の終了後も含む)、クライアントは、次のいずれかの選択権を有するものとします:
- 6.2.1. 当該リコールまたはキャンペーン自体を実施する、または
 - 6.2.2. 請負業者は、その都度、請負業者の費用負担で、当該リコールまたはキャンペーンを引き受けることを要求します。請負業者は、必要に応じて、当該リコールまたは安全キャンペーンにも関与することに同意します。
- 6.3. また、故意又は重大な過失による場合を除き、依頼人に対する利益喪失の請求を主張することはできません。
- 6.4. 請負業者は、本契約の全期間にわたり、本契約の主題のリスクに見合った金額の保険を付して、適切な賠償責任保険を付し、維持しなければなりません。保険契約および保険料の支払証明を含む保険証券は、依頼に応じて2週間以内に依頼人に提出されなければなりません。保険が引き続き有効であるという証拠は、クライアントの要求により、本契約期間中にも提供されなければなりません。適切な証拠がない場合、クライアントは、本契約の重大な違反により本契約を終了する権利を有するものとします。
7. 契約の脱退及び終了の権利
- 7.1. 本契約の終了は、書面によるものとします。
- 7.2. いずれかの契約当事者による正当な理由による解除
- 本調達条件の他の規程にもかかわらず、いずれの契約当事者も、以下の場合、他方契約当事者に書面で通知することにより本契約を終了する権利を有するものとします:
- 7.2.1. 他方の契約当事者が本契約の重大な違反を犯し、かつ、救済可能な違反に関して、本文形式の催告を受領したが、14日間の猶予期間内に本契約に適合する状態に回復するため、違反を終了または是正しなかった場合;
 - 7.2.2. 他方の契約当事者の法域において該当する場合:
 - a) 指定権設定者が他方の契約当事者の財産もしくは資産のいずれかにつき占有を取得し、もしくは管財人が指名され、または管財人が指名された場合;
 - b) 他方の締約国がその債権者と自発的な協定をし、又は管理命令の対象となること;
 - c)
 - d) 他方の契約当事者が、解散の申立てを裁判所に提出した場合(合併または再建の目的の場合を除き、かつ、それから生じる会社が本契約に基づき他方当事者に課される義務に実質的に拘束されるかまたは引き受けることに同意する方法で、当該申立てを裁判所に提出した場合、または、他方の契約当事者の財産に対して、7日以内に免責されない、違法実行の隔離またはその他の類似のプロセスが課され、または強制された場合);
 - 7.2.3. いずれかの法域の法律に基づく上記のいずれかに類似する事柄が他方の契約当事者に関連して発生した場合;
 - 7.2.4. 他方の締約国が、他方の締約国の合理的な見解が、他方の締約国の善良の名称を不名誉とすることができ、又はその傾向があるような方法で行動すること
 - 7.2.5. 他方の契約当事者は、第7.2.2条から第7.2.4条に記載するいずれかの事態が、他方の契約に関連して発生しようとしていることを合理的に理解し、それに応じて他方の契約当事者に通知します。
- 7.3. 契約の解除
- 依頼人は、注文された契約業務の全部または一部に関して、引渡し前にいつでも請負人に通知することにより、本契約を終了する権利を有するものとします。本第7.3条に基づく解約の場合、請負業者は、クライアントが本契約サービスを利用することが合理的に期待され、対応する成果物が使用可能である場合に限り、解約の時点までに完了し、受諾され、瑕疵がないことが証明された本契約サービスの報酬を受け取る権利を有する。そうでなければ、報酬を受け取る資格がない。費用の損害賠償又は償還を請求する権利は、留保されます。
- 7.4. 依頼人の事由による終了
- クライアントは、書面により直ちに本契約を終了する権利を有します
- 場合、請負業者に対する通知:
- 7.4.1. 請負業者が、特に刑事犯罪に期し、また取引先のための行動規範(第2.3項参照)の違反に期して、制定法上の規程、公的規則、またはフレームワーク契約もしくは本調達条件の規程に違反した場合;
 - 7.4.2. フォルクスワーゲンAGと依頼人ととの間の契約に根本的な変更があります;
 - 7.4.3. 請負業者が、合意された時間、合意された範囲、または合意された品質で、契約業務を繰り返し提供しなかった場合で、14日の期限を設定するテキスト形式の警告を受け取った場合でも、契約条件を回復しなかった場合;

- 7.4.4. 請負業者の会社の所有構造に重大な変更があるか、請負業者の会社内の管理構造に変更がある(第22条参照);
 7.4.5. 請負業者が、特に、共通の品位に反して、または競争の原則に反して、依頼人に不利な、他の会社と契約を締結する行為を行った場合;
 7.4.6. 請負業者が、本契約の交渉もしくは締結に関与する、または悪影響を及ぼす恐れのある、もしくは悪影響を及ぼした依頼人の従業員に対し、直接または間接に、勧誘を約束または付与した場合;
 7.4.7. 車両または車両の予備部品の輸入および/または流通および/または販売に關する会社、個人または組織が、請負業者および/またはその関連会社の事業および/または資産に関する権益を取得し、または取得する可能性がある場合;
 7.4.8. 不可抗力事由が発生し、契約業務の供給の全部または重要部分に影響を及ぼし、30日を超えて継続する場合。上記の理由のいずれかが適用される場合、クライアントは、未履行の本契約の全部またはその個々の部分から撤退する権利を有するものとします。
- 7.5. クライアントは、本契約を終了する権利を有するこれらの理由の場合、請負業者に対する1回の書面による要求の後、また14日間の猶予期間を設定した後、さらなる通知なしに、直ちに、請負業者のリスクおよび費用で、代替履行を実施する権利を有するものとします。代替履行の結果生じるすべての費用および損害は、請負業者が負担するものとします。クライアントは、当該金額を請負業者の請求と相殺する権利を有するものとします。
- 7.6. 契約の解除又は解除の結果
 本契約の終了または満了時:
 7.6.1. 請負業者は、補償またはその他の弁済に基づく履行または損害賠償の請求を受ける権利を有さないものとします。終了時までに作成された成果物に関する権利は、当該終了時に、当該権利が移転されない限りにおいて、クライアントに移転されるものとします
- 7.6.2. 「請負業者」は、「クライアント」の「ブランド」および「標章」と混同される可能性のある標章(クライアント固有の標識およびシンボルを含むが、これらに限定されない)の使用を、直ちに、中止することとします。請負業者がそうしない場合、請負業者または請負業者により指名された第三者は、請負業者の施設または第三者の施設に立ち入り、請負業者の費用負担で、本条の規定に基づきクライアントのプランディングを解除するために必要な措置を実施することができ、請負業者は、そのために十分かつ取消不能の許可を付与します。第三者の施設の場合、請負業者は、依頼人または依頼人が指名する第三者に有利に当該許可を取得するものとします。
8. 検査および通知義務
 8.1. 請負業者が、予定されている種類の実施について、または依頼人が提供する資料、研究、準備作業または文書について、予約を有する場合、それらは直ちにテキスト形式で依頼人に通知されなければなりません。請負業者が、依頼人の他の情報または要求事項が不正確、不完全、不明瞭または実施に適さないことを認識し、または認識すべき場合も、同様とします。
- 8.2. 請負業者は、契約業務の提供中に変更または改良が便宜または必要であると認識できるようになった場合、テキスト形式で直ちに依頼人に通知し、契約業務の変更の可能性について決定を取得するものとします。
9. 従業員の配置
 9.1. 請負業者は、契約業務を遂行するために個人的かつ専門的資格を有する従業員のみを配置するものとします。請負業者は、従業員の交代および交代要員の導入のためのすべての費用を負担するものとします。
- 9.2. 外国人従業員を派遣する場合、請負業者は、有効な在住許可書および、該当する場合、契約業務の提供に必要な有償雇用を行うことを許可する追加の就労許可書を取得していることを確認しなければなりません。
- 9.3. 請負業者は、その従業員に対し、法律、規則もしくは労働協約または契約上合意された報酬に定める最低報酬以上の報酬を支払うことを約束します。
- 9.4. さらに、「請負業者」は、第9.2項の意義の範囲内で從業員のみを雇用し、第9.3項に定める報酬を支払うことを契約上約束する下請業者とのみ委託することを約束します。
- 9.5. 請負業者は、常に有効なすべての労働および社会法の規程、特に賃金および社会的投棄との關いに関する規程を遵守することを約束します。
- 9.6. 請負業者の従業員が、第9.3項の意味での権利を有する報酬の支払いを依頼人にに対して請求する場合、請負業者は、請求を防御するために必要なすべての情報を依頼人に提供することを約束します。これは、クライアントと請負業者との間の契約関係の終了または撤回後にも適用されるものとします。
- 9.7. さらに、「請負業者」は、第9.2条に従い「請負業者」が委任した下請業者に義務を負わせること、および、「下請業者」の従業員が「クライアント」に対してクレームを申し立てた場合、遅滞なく、必要な情報を「クライアント」に提供することを約します。
- 9.8. 請負業者が請負サービスの履行および注文書に明記された任務に従業員を海外に派遣する場合、請負業者は、労働、移民、税金、社会保障および請負業者に課されるその他の義務に関する国内法および外国法に基づくすべての義務を順守することを約束します。クライアントは、各履行場所を適切な時期に請負業者に通知するものとします。
- 9.9.

さらに、請負業者は、請負業者が本第9条に基づく義務に違反することに起因する第三者のクレームに起因または関連するすべての損失につき、クライアントを完全に補償し、これらの義務の責任ある違反に起因する損害をクライアントに補償することを約束します。

- 9.10. 請負人は、請負人が顧客企業の敷地内に本契約業務を履行するために展開するすべての者に対し、その活動を開始する前に反テロリストスクリーニングを実施しなければなりません。この目的のため、姓、名、生年月日、出身地は、現在適用されているすべての制裁リストと照合されなければならず、これらの照合は定期的に繰り返されなければなりません。クライアントは、スクリーニングの適切な証拠またはスクリーニングの確認をいつでも要求することができます。請負業者がAEQ認証(AEO C/Sまたは少なくともAEOS)、すなわち認可された経済事業者である場合、本第9.10条に基づく義務は履行されたものとみなされます。

10. 下請

- 10.1. 請負業者は、適切な下請業者/供給業者を選択する責任を負い、信頼できる業者のみを選択することを約束するものとします。請負業者は、自己の作為不作為と同様に、請負業者/供給業者の作為不作為に責任を負うものとします。「クライアント」は、「請負業者」による第三者への「契約業務」の下請けに関し、書面形式で事前に同意しなければなりません。

- 10.2. 第三者は、請負業者の名義で、自己の勘定で委託されなければなりません。第三者サービスのために請負業者が第三者に支払う報酬は、本契約に別段の明示の規程が含まれていない限り、クライアントが請負業者に支払う合意された報酬に完全に含まれるものとします。依頼人は、請負業者が自己の名義で委託する第三者に対していかなる義務も負わないものとします。

- 10.3. 請負業者は、本契約を履行する過程で、労働者を雇用し、または労働およびサービスに関する契約を締結する場合、労働およびサービスの雇用または調達者として行動し、自己の名義で労働およびサービスに関する契約を締結しなければなりません。請負業者は、請負業者がその契約上の義務を履行するために使用するサービスを有するすべての人員の過失について、請負業者自身の過失と同程度の責任を負うものとします。請負業者は、租税規則を遵守し、社会保障負担金を支払い、または強制保険を付保する責任を負うものとします。

- 10.4. 請負業者は、請負業者が本契約を順守しなかったことに起因して、その作為、不作為、過失、詐欺またはその他によるかを問わず、第三者に対して、または第三者によってクライアントによりまたはクライアントに対してなされた申し立ての結果またはそれに関連して発生するすべての損失を補償し、クライアントに損害を与えないものとします。

11. 日程と締切

- 11.1. 納品日および履行日は、本契約に添付書類または別の文書による合意書とともに明記され、拘束力を有するものとします。引渡しおよび履行の期限が守られない状況が発生した場合、請負業者は、直ちに本文の形式でクライアントに通知しなければなりません。引渡しまたは履行期限の延期は、書面でクライアントと合意されない限り、効力を生じない。クライアントによる確認は、契約上の違約金の主張に影響を及ぼさないものとします。

- 11.2. 引渡し及び履行の期限を超えることに対する契約上の違約金が両締約国間で書面により合意された場合には、その後の損害賠償の請求は、この規程による影響を受けない。法定保証権が適用されます。

12. 受入

- 12.1. 「契約業務」が「請負契約」に基づく業務である場合、または、「契約業務」の受諾が合意されている場合、「契約業務」は、正式に受諾されることを条件とします。請負業者は、請負サービスの完了を書面でクライアントに通知し、請負サービスを引き渡すか、または受諾のために提供するものとします。請負業者は、書面で送付された後、クライアントが承認しなければならない受諾を記録するものとします。クライアントによる支払いは、契約業務が部分的な受諾もしくは最終的な受諾により受諾されたこと、または放棄されたことを意味するものと解釈されないものとします。

- 12.2. 「請負業者」は、事前に書面形式で合意されている場合に限り、部分的サービスの部分的受諾を要求することができます。合意された部分的受諾がすべて完了すると、全体的受諾となります。

- 12.3. 第12.2条に従って部分的受諾が合意されていない限り、プロジェクトの進行過程における契約当事者による履行の共同決定は、まだ受諾を構成しないものとします。

- 12.4. 請負業者の契約サービスの検査が試運転または試験目的での試運転を必要とする場合、受入は、これらの試験が成功裡に完了した後にのみ行うものとします。

12.5.

請負業者は、(i) 請負業者が、請負サービスの完了に関して、請負業者間に合意がある場合、請負業者が、請負サービスが完了したとクライアントが信じる個々のケースの状況を考慮して、合理的に誠意を持って引き受けができる場合、(ii) 請負業者が、少なくとも4週間の期限を設定して、請負サービスを受諾するよう書面でクライアントに要求した場合、(iii) 請負業者が、瑕疵を特定することなく、受諾を宣言しないか、または受諾を拒否することの結果について、当該要求においてクライアントに通知した場合、および(iv) クライアントが、当該期限内に受諾を拒否しない場合、のみ、受諾を引き受けることができます。

13. 使用権および所有権
- 13.1. 書面による別段の合意がない限り、テキスト、画像、ビデオおよびオーディオ素材、ロゴおよびスローガン(本標章を含むが、これにに限定されない)を含むすべてのブランド名、会社名および製品名(「ブランド名」)は、それらが表示される媒体にかかわらず、各契約当事者の財産であり続けるものとし、本調達条件において付与されるいすれかの契約当事者のブランド名を使用する権利またはライセンスは、当該ブランド名の所有権を移転するために機能しないものとします。条に基づいて提供される販売および研修文書を除き
本契約書の4.2項において、契約当事者のプランディングの使用については、各契約当事者から事前の書面による承認を得なければなりません。広告目的でのクライアントへの言及は、クライアントの事前の書面による許可がある場合に限り使用することができます。
- 13.2. クライアントが第13.1条に従い、プランディングを使用するための書面による許可を請負業者に提供する場合、請負業者は、専ら、請負業者の本契約に基づく活動に関連してのみ、クライアントが書面で承認した様式で、関連するプランディングを使用することを許可され、要求されます。これはまた、請負業者のデジタルプレゼンツ、特にそのウェブサイトおよびデジタルメディアを使用するその他の活動(例えば、電子メール、アクリ、ソーシャルメディア)にも適用されます。
- 13.3. 「請負業者」は、単独で、または、他の言葉またはマークと組み合わせて、「標章」と同一または類似の標章を、自己の利益のために、直接的または間接的に、登録する手配を行わないこととします。同じことが、違いかわらぬ、本標章との関係を暗示する图形又は音声の標章の使用にも適用されます。
- 13.4. 「請負業者」は、登録拒絶の絶対的理由を理由として、「標章」に対する異議申し立てに基づく場合を除き、「標章」に異議を申し立てず、第三者による当該異議申し立てを支援せず、また、第三者による当該異議申し立てを支援しないものとします。請負業者は、本マークの不正使用または第三者による識別を発見した場合、直ちにクライアントに通知するものとします。クライアントのみが、本標章の法的防御を行い、本標章の侵害に対して訴訟を提起する権利を有する(ただし、義務は負わないものとし、請負業者は、クライアントの事前の書面による同意なしに、自己の名義またはクライアントの名義で、本標章の侵害に対して訴訟を提起しない)。請負業者は、本マークの侵害に対する防御または予防において、合理的な範囲でクライアントを支援します。
- 13.5. クライアントは、すべての技術要件プロファイル、イラスト、商品、生産手段、デジタル・データ・キャリア、図面、アクセス/利用計算、見本およびその他の文書ならびに運営資源に関して、特に知的財産権を留保します。これらの権利は、クライアントの明示的な書面による同意なしに、第三者にアクセス可能にすることはできず、契約業務の提供のためにのみ使用されねばならず、契約業務の完了後、要求されることなくクライアントに返却されねばならず、コピーは破棄または削除されます。クライアントは、時間、場所および主題に関して無制限の、すべての契約業務の使用に関する無償、排他的、取消不能、譲渡可能およびサプライセンス可能な権利を受領するものとし、これには、複製および編集するクライアントの権利も含まれる。請負業者は、下請業者を雇用する場合、適切な契約により、下請業者が上記の結果および使用権をクライアントにも提供することを保証するものとします。請負業者または第三者による本契約業務の利用には、依頼人の書面による事前の同意が必要です。
- 13.6. 上記の権利は、セクション 15 AktG の意義の範囲内で、ボルシェ・ホールディング・グループ関連会社にも適用されます。
14. 第三者の知的財産権、知的財産権の侵害
- 14.1. 請負業者は、第三者的知的財産権を伴わない契約業務を提供することを約束します。
- 14.2. 請負業者は、本契約サービス、本製品またはその輸入、引渡し、製造、梱包、流通、再販もしくは使用に関連する知的財産権の侵害に関するクレームの結果またはそれに関連して発生するすべての損失につきクライアントに補償します。
- 14.3. 本製品に関連する知的財産権の侵害またははその他の理由により、クレームがクライアントに対して主張される場合、請負業者は、独自の費用負担で、クライアントに対する法的防御を独自に実施しなければなりません。クライアントは、必要に応じて、請負業者の費用負担で、第三者が主張する請求に対する防御において、請負業者を合理的な範囲で支援するものとします。クライアントは、自ら法的防御を行う権利を有するものとするが、クライアントは、これを請負業者と調整するものとします。この場合、請負業者は、必要な費用も負担します。さらなる法的主張および権利は影響を受けません。
- 14.4. 本契約サービスまたは本製品の意図された設計が第三者の知的財産権を侵害し、または本契約サービスもしくは本製品の妨害されない使用を妨害する場合、請負業者は、直ちにこれをクライアントに通知し、契約サービスまたは本製品(該契約の場合)の契約上または意図された使用のために必要な使用/ライセンスの権利を、それぞれの権利保有者から自己の費用で取得するものとします。
15. レポート
- 15.1. 複数の注文書または継続的な取引関係がある購入の場合、主要なビジネスデータ(売上、製品/サービスの種類、数量)のリストは、クライアントの要求に応じて4箇週間に内に書面で提出しなければなりません。
16. 輸出管理と輸入
- 16.1.

請負業者は、顧客への商品、ソフトウェア、技術/技術データまたはサービス(成果物を含む)(「商品」と総称する)の納入が、有効な輸出管理および制裁規則に違反しないこと、ならびに請負業者が管轄当局からすべての必要な輸出ライセンスを取得していることを保証するものとします。

- 16.2. さらに、「請負業者」は、「クライアント」に譲渡され、引き渡され、および/または、提供された「商品」が、(パラ)軍事目的のために特別に開発され、または、修正されていないことを、保証します。クライアントとの商品に関する契約を締結する前に、請負業者は、EU輸出管理分類番号(規則(EU)2021/821(その修正版)の付属書I)および/またはその他の関連する国内輸出管理分類番号をクライアントに通知するものとします。本商品が米国(再)輸出管理の対象である場合(例えば、米国原産地または輸出管理米国品が有効な最低限の額値を超えている場合)、請負業者は、関連する米国輸出管理分類番号(ECCNまたはEAR99)をクライアントに通知するものとし、また暗号化された本商品の場合、本商品が「ENC無制限」または「ENC制限」のライセンス例外の対象であるか否かをクライアントにも通知するものとします。
- 16.3. 請負業者は、クライアントに引き渡された本商品の輸出管理分類の変更につき直ちにクライアントに通知します。請負業者は、以下の電子メールアドレス宛に無償で送付しなければなりません。
[\(tax@porsche.co.at\)](mailto:tax@porsche.co.at) 顧客が請負業者に輸出管理区分に関する質問書を提供した場合、請負業者の回答はこの質問書に含めなければなりません。請負業者は、クライアントに提供された輸出管理分類情報が、所管輸出管理当局との間で必要な決定および説明がなされ、所管輸出管理当局への報告および/または通知義務が必要に応じて履行された範囲において正確であることを保証します。
- 16.4. 非EU諸国からのソフトウェアは、技術的に可能かつ機密保持の理由により、常に電子的に提供されなければなりません。これは、ソフトウェアアップデートの提供にも適用されます。
17. 機密性
- 17.1. 各契約当事者は、その従業員、取締役、コンサルタント、代理人および下請業者のそれぞれが、次のことを行うものとします。そのようにするものとします:
- 口頭、書面、視覚的、電子的またはその他の形態であるか否かを問わず、本契約の存在および詳細、契約当事者間の枠組み合意および商業上の関係、他方の契約当事者のすべての技術上および商業上の情報、送信された文書および事業上の秘密ならびに営業上の秘密「秘密情報」を厳密に秘密として取り扱います
 - 契約関係の開始または締結に際して意図された目的のためにのみ秘密情報を使用します
 - 秘密情報を第三者に閲覧させません(上記の意味において、クライアント関係会社はクライアントの第三者とはみなされません)
 - 秘密情報を接觸した従業員に同様の秘密保持義務を課します
 - すべての下請業者、供給業者およびコンサルタントを、本秘密保持義務に基づき書面様式で拘束します。
- 17.2. この秘密保持義務は、文書および情報であって、その伝達の時点で既に公知であることが明らかであるもの、または受領当事者の過失によることなく伝達された後に公知となったもの、またはその伝達後に第三者から秘密保持義務の範囲外である旨の開示を受けたもの、または法的拘束力のある公的もしくは司法上の命令もしくは強制的な法的規程に基づいて開示されなければならないものには適用されません。
- 17.3. 第17条に基づく義務は、入札の募集期間、本契約またはその履行期間、およびその後5年間、場所、期間および制限なしに継続して適用されるものとします。
18. 情報セキュリティ
- 18.1. 請負業者は、すべてのクライアントの情報およびデータ、特にSection 17.1の意義の範囲内の秘密情報(「クライアント・データ」)を、不正アクセス、変更、破棄または紛失、不正送信、その他の不正処理および最新技術に基づくその他の悪用から直ちにかつ効果的に保護することを約束します。お客様のデータをバックアップする際には、常に損失のない方法の準拠の方法でデータをアーカイブおよび復元するため、現在認識されている最新技術に従って、すべての予防措置および措置を講じなければなりません。
19. データ保護
- 19.1. 請負業者は、契約業務の提供に際して個人データへのアクセスを受ける場合、適用されるデータ保護規則を遵守するものとし、特に、契約業務目的を提供する目的のために専ら個人データを処理するものとし、その従業員が絶対に必要な範囲でデータへのアクセスのみを受けることを保証し、書面による自己の従業員にデータの機密性を保持するよう義務付け、遵守すべきデータ保護規則について従業員に指示し、要求に応じてその証拠を依頼人に提供するものとします。
- 19.2. 請負業者が顧客に代わって個人データを処理する場合、個人データの処理を開始する前に、データ処理契約(DPA)を締結しなければならず、そのテンプレートは、この目的のために顧客によって提供されます。
- 19.3. 請負業者は、第5条(1)一般データ保護規則(GDPR)のデータ保護原則および第25条GDPRのデータ保護要件が、開発の開発、使用、設置または再配布の間、遵守されているかまたは遵守され得ることをクライアントに保証するものとします。請負業者は、これらの要件の実施を文書化し、必要に応じて、検証目的で本文書をクライアントに提供するものとします(説明責任義務第5条(2)GDPR)。
- 19.4.

- 請負業者は、クライアントまたはクライアントの顧客に起因する個人データの処理が欧州連合または欧州経済地域内で行われることを保証します。本要件からの逸脱は、書面でクライアントと明確に合意されなければなりません。請負業者による契約業務の提供中に個人データが第三国に転送される場合、適切なレベルのデータ保護が保証されなければなりません。請負業者は、特に適切な技術的および組織的措置を実施することにより、GDPR第V章の規程を遵守することを約束します。締約国は、第46条 GDPRに従って欧州委員会又はその他の適切な保障措置による適切な決定がない場合には、データの移転に先立って第三国への移転に関する標準的な契約条項に合意します。請負業者は、データ転送に関するGDPR要件を満たすために必要な第三国へのデータ転送に関する必要な情報をクライアントに提供するものとします。
- 19.5. 該当する場合、請負業者は、第3.2条および第Art1に基づき、依頼人にすべての情報を提供するものとします。規則(EU)2023/2854(「データ法」)3.3は、不当に遅延することなく、正確に、適切な形式で、無償で、完全に最終顧客に提供されなければならず、当該情報を各製品に含めるものとします。さらに、「請負業者」は、「データ法」の規程に従い、契約に基づき納品される製品を供給することを約します。請負業者は、特にそれによって生成されたデータへのアクセスに関して、データ法に基づき生じるすべての要件を製品が満たすことを保証するものとします。契約期間中に発効するデータ法に関する法的要件の変更は、請負業者が不当に遅延することなく、自己の費用負担で実施するものとします。
20. 請求および支払条件
- 20.1. 請負業者は、依頼人の要求により依頼人に提供されたサービスに関する報告書を提出しなければなりません。
- 20.2. 書面形式で別段の合意がない限り、請求書は、書面形式およびXMLベースの電子形式(PEPPOL、ebInterface 4.0自動拡張版)で、注文書に従ってクライアントの連絡先に送付され、少なくとも以下の情報がXMLに含まれなければならない:請負業者およびクライアントの名前、住所、UID、請求書番号、請求書日付、正味金額および総額、第21条の要件に基づく税務情報、数量、サービスの正確な説明、通貨。
- 20.3. 別段の合意のない限り、下記の支払条件が適用されるものとします。正味30日お支払いは銀行振込です。「クライアント」は、「請負業者」からの「テキスト」形式の督促状の支払期日および受領後に限り、支払不履行となるものとします。
- 20.4. 費用は、注文で合意された範囲内で、かつ、一時金が合意されていない場合は、有効な領収書に対してのみ、弁済されるものとします。
21. 税金
- 21.1. 請負業者および請負業者から委託を受けた第三者は、自社の税金、特に源泉徴収税、および関連する登録、申告および支払義務に関して、クライアントに対していかなる請求も行わないものとします。
- 21.2. 請負業者は、税金関連の変更(商号/会社名の変更、法的形態の変更、住所の変更、税務上の住所および/または税務上の登録、ならびに納入ルートまたは上流供給業者の変更など)、(VAT)税務上の取扱いに影響を及ぼす変更などを書面で直ちにクライアントに通知しなければなりません。特に付加価値税チケーン取引(共同体内外三角取引)に関するクライアントの必要な同意については、セクション21.6を参照。
- 21.3. 合意された報酬は、付加価値税(VATまたは他国における同等の税金)を除き、常に純額であると理解されるものとします。
- 21.4. 提供される「契約業務」の請求書は、法定要件を満たさなければなりません。したがって、特に、発生した付加価値税を別途表示すること、または適用される免税または納稅義務の移転(「リバースチャージ」)を表示することが義務付けられています。法的要素の欠落によりクライアントが請求書を拒否した場合、法的要件を満たす請求書を直ちに発行しなければなりません。クライアントは、インプット税額控除を承認する適切なインボイスが提出されるまで、インボイス金額の支払いを保留する権利を留保します。
- 21.5. 請負業者の請負サービスが初めて付加価値税の対象となる場合、または請負業者の税務当局監査の一部として付加価値税の額が変更される場合、クライアントは、インプット税額控除を許可するインボイスの提示およびこのインボイスをチェックするために必要なすべての文書にのみ、この付加価値税を支払うものとします。
- 21.6. 顧客への供給品は、付加価値税の目的で連鎖取引として組織してはなりません。クライアントは、付加価値税チケーン取引、特に共同体内外三角取引を行う場合、事前の書面による同意を与えるなければならない。配送ルートのすべての変更は、事前にクライアントと合意しなければなりません。
- 21.7. 外国での請負業者が、付加価値税の対象であり、かつ、逆手手続きが適用されないオーストリアにおいて引渡しまたは他のサービスを提供する場合、本請負業者との取引関係は、当該外国の請負業者がオーストリアの恒久的施設を有することを証明できる場合に限り、結続することができます。この目的のために、請負業者は、取引関係を結ぶ前に、また、1ヶ月以内にオーストリアの税務当局が確認したフォームUTI(恒久的施設の証明書)を提出することによりサービスを提供する前に、オーストリアの恒久的施設が存在することの証明をクライアントに提供しなければなりません。これがない場合、いかなる取引関係も生じないものとし、または請負業者は注文なしに請負サービスを提供し、報酬は支払わないものとする。外国請負業者は、継続的取引関係の場合、恒久的施設証明書(通常1年間有効)の失効前に、新規の有効な恒久的施設証明書を定期的に依頼人に提出しなければなりません。
- 21.8. 特定のサービスが広告税の対象となる場合、請負業者は、この経済的費用を負担するものとします。したがって、合意された報酬には広告税がすでに含まれており(請求書に別途表示しなければならない場合でも)、オファーには広告税を考慮に入れる必要があります。クライアントが広告税の支払いに関してオーストリア税務当局により責任を負う場合、クライアントは、請負業者を補償し、免責するものとします。
- 21.9. 合意された報酬額は、オーストリアにおいて支払われるべき源泉徴収税を控除する前の金額として理解されるものとします。これから逸脱する規制(例:オファー、交渉プロトコル)は適用されません。
- 21.10. 報酬がオーストリアの源泉徴収税の対象となる場合、クライアントは、報酬の支払時に、請負業者の名義および口座の源泉徴収税をオーストリアの管轄税務署に支払う義務を負うものとします。
- 21.11. 双方の曖昧さを避けるため、報酬は、源泉徴収税の対象となる契約サービスおよび源泉徴収税を免除されるサービスに割り当てるべきです。各契約業務に対する報酬の配分が合意されていないが、報酬総額のみが合意されている場合、源泉徴収税は報酬総額から控除されるものとします。クライアントが、請負業者による特定のサービス構成要素および/または特定の報酬構成要素の源泉徴収税査定に疑義がある場合、クライアントは、その合理的な裁量により、法定規程に基づき源泉徴収税を控除する権利を有するものとします。
- 21.12. クライアントは、支払った税金の確認書を発行し、請負業者に送付するものとします。
- 21.13. オーストリア共和国と請負業者が所得税の目的で居住している国との間に二重課税協定(FDTA)が存在し、本契約およびオーストリアの規則が源泉徴収税からの直接的な救済を認めている場合、要件が満たされた場合、クライアントは源泉徴収(部分)の税の免除を受けることができます。この場合、クライアントは、税額控除の不作為または制限の正確性をオーストリアの管轄税務署に証明する義務を負う。源泉徴収税からの救済を可能にするために、請負業者は、報酬支払期日の直前に、依頼人が要求する必要な証拠(例えば、外国税務署が速やかに確認したZS-QU1またはZS-QU2様式)を提出するものとします。そうでない場合、オーストリアの源泉徴収税は法的規程に従って源泉徴収されます。
22. 請負者の企業および経済状況の変化
- 22.1. 請負業者は、請負業者の会社の株式保有に重大な変更が生じた場合、遅滞なく書面でクライアントに通知するものとします。これは、法定公表要件(登録簿に記載される義務)にも適用される。第三者による請負業者の株式の10%以上の取得は、重大な変更と見なされるものとします。請負業者の会社の所有構造の重大な変更が請負業者の会社内の支配構造の変更(例えば、株式の過半数の売却または第三者による支配権の取得)にも関連しており、それによりクライアントの利益が不恰当地損なわれる場合、クライアントは、第7.4項に基づき契約関係を終了する権利を有するものとします。
23. 追加規程
- 23.1. 請負業者は、法律で許容される範囲において、誤り、半分以上の減少および契約の不履行を理由として、最終契約の解除、取消、回避または調整を行う権利を放棄します。
- 23.2. 請負業者は、契約当事者の紛争は、本契約に基づく本契約業務の停止を請負業者に付与するものではない。他方、さらなる法定規程にもかかわらず、クライアントは、いかなる場合においても、本契約の不適切な履行の場合、または請負業者に起因する履行の妨害の場合、法律またははその他の規則に違反した場合(特に、当該違反がクライアント側の責任につながる可能性がある場合)、報酬の合理的な部分を保留する権利を有するものとします。
- 23.3. 請負業者は、依頼主のクレームに対して自らのクレームを相殺することはできません。
- 23.4. 請負業者は、留置権および先取特権の行使を放棄します。
- 23.5. クライアントは、関連会社および第三者に対して、本契約またはフレームワーク契約に基づくその権利および義務の全部または一部を譲渡、更改または処分する権利を有します。ただし、クライアントの組織構造が当該譲渡を必要とすることを条件とします。請負業者は、クライアントの書面による事前の同意なく、本契約またはフレームワーク契約に基づく権利および義務を譲渡、更改またはその他処分することはできません。
- 23.6. 本調達条件の修正および修正は、文書によるものとする。これはまた、書面による様式要件の放棄を適用します。
- 23.7. 請負業者は、ビジネス・パートナーのための行動規範(第2.3項参照)に規定された義務を常に遵守し、適切かつ合理的な範囲でサプライ・チェーンの請負業者にそれらを課すものとする。請負業者は、請負業者が遵守する義務を負うビジネス・パートナーのための行動規範に起因する義務の違反に起因するすべての損失に対し、クライアント、その法定代表人、団体および従業員を補償するものとします。ただし、クライアントまたは請負業者が委任した第三者が当該違反に責任を負う場合はその限りではありません。
- 23.8. 本調達条件およびそれらに基づいて締結された契約に起因または関連するすべての紛争は、その有効な紛争、有効性および/または取消に関するすべての紛争を含め、例外なくオーストリア法に準拠するものとします。ただし、国際物品貿易契約に関する国連条約(CISG)は除き、すべての外国法への言及を除きます。

クライアントの登録事務所の管轄裁判所が専属管轄権を有するものとします。